

業務委託仕様書

1. 委託業務名

奈良の酒のブランディングによる誘客促進事業

2. 委託期間

契約日～令和8年3月23日（月）

3. 業務目的

“日本のはじまりの地・奈良”は日本の食文化の礎を築いた地でもある。豊かな歴史文化に育まれた本県の食・食文化を活用し、効果的な情報発信を行うことで、奈良県への誘客促進を図る。

本県の食文化のなかでも、地域の人々、神仏、自然が共生する背景をもち、歴史と技術を受け継いできたストーリー性豊かな奈良県内の日本酒に焦点を当てる。奈良の日本酒をインバウンド市場（外国人観光客を対象とした市場）での誘引力として活用し、奈良県が旅行先・宿泊先として選ばれることで、県内宿泊施設における宿泊実績、県内観光消費額が増加することを目指す。

4. 業務内容

- (1) 実態調査およびターゲット市場調査
- (2) ブランド戦略の策定
- (3) ウェブサイトの作成および情報発信
- (4) 体験コンテンツの集約、旅行商品の造成
- (5) その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

5. 業務内容詳細

本事業は、複数年にわたる戦略的な事業展開を計画し、本年度は主にブランディングを行う。また、次年度以降展開する県内誘客に向けた旅行商品の造成・販売、プロモーション活動を想定し、プロモーションツールの作成および情報発信を実施する。

本業務の詳細は次のとおりとする。

- (1) 実態調査およびターゲット市場調査
 - ① 県内の酒蔵を対象に、ブランド力強化にかかる必要な調査（県内酒蔵にかかる事業者を対象としたヒアリング調査 等）を実施すること。なお、奈良県酒造組合と連携し、これらの調査・情報収集を実施すること。
調査項目例：酒蔵の歴史的背景、地域における特徴、取り扱っている日本酒の種類とその特徴、独自性、各酒蔵が有している観光コンテンツ（試飲体験、酒蔵見学 等）の形式と手法、奈良県産日本酒の取扱店 等
 - ② インバウンド市場における奈良の日本酒に対する認知度、消費意向、購買動機 等の把握を目的とした調査を実施すること。

- ③ インバウンド市場における競争環境を把握するため、他地域の販売戦略、プロモーション状況の調査を実施すること。
- ④ 奈良の日本酒の強みと特徴の分析、他地域との差別化を実施すること。

(2) ブランド戦略の策定

- ① 訴求すべきターゲット（エリア、国 等）を選定すること。
- ② ターゲット層により強い印象を与えるため、奈良の日本酒のストーリー性をシンプルに表現したブランドメッセージやツールイメージ（事業キャッチコピー、PRロゴ 等）を作成すること。
- ③ ストーリー性を伝えるブランドムービーを作成すること。作成にあたり、(3)において作成するウェブサイト（HP）、SNS等でプロモーションを行うことを想定すること。なお、ブランドムービーはプロモーションツールによって使い分けることを想定して、ロング版とショート版を含め2本以上作成すること。
- ④ (2) ②における成果物は、事業終了後、県での継続した使用を想定して制作すること。

(3) ウェブサイトの作成および情報発信

- ① ブランドイメージに一貫性をもたせ、そのメッセージを発信するウェブサイト（HP）を作成すること。なお、ウェブサイト（HP）には以下の事項を含めること。
 - 1. 対応言語：日本語、英語およびターゲットに選定したエリアの言語
 - 2. ブランドムービーの掲載（(2) ③）
 - 3. 酒蔵の概要紹介
 - 4. 観光コンテンツ（試飲体験、酒蔵見学 等）の紹介（(4) ①）
 - 5. Googleマップの導入
- ② (3) ① 5 について、利用者の信頼感・利便性を向上させるために、Googleビジネスプロフィールの充実にかかる事業者支援を実施すること。
- ③ ウェブサイト（HP）は、奈良県観光公式サイト「あをによしなら旅ネット」の配下に作成すること。
- ④ ウェブサイト（HP）公開後、情報の追加・修正を行うことを想定して、ウェブサイト（HP）には来年度以降、コンテンツの更新が可能なシステムを採用すること。
- ⑤ ターゲット層に適したSNS（Instagram、TikTok、X、Facebook、YouTube 等）やサイト、媒体をプロモーションツールとして選択すること。
- ⑥ プロモーションに際し、実施結果の報告および効果測定を含めること。
- ⑦ ブランディング、プロモーションの方法については、県と十分に協議の上、進めること。

(4) 体験コンテンツの集約、旅行商品の造成

- ① 県内酒蔵における既存体験コンテンツの掘り起こし・集約を行うこと。なお、体験コンテンツの掘り起こし・集約をするにあたり、新規造成を希望する事業者の支援を必要に応じて実施すること。
- ② ①にて掘り起こし・集約した体験コンテンツについて、タリフ（様式は県が指定）を作成すること。なお、次年度以降の旅行商品追加造成・販売において活用するものとし、旅行会社

等へ情報提供することを想定すること。

- ③ 次年度以降に展開する旅行商品の追加造成・販売、県内誘客プロモーションを想定し、これに先行したブランドメッセージやツールイメージを活用した旅行商品（ツアーパッケージ、体験プログラム、モデルコース 等）を造成すること。なお、旅行商品については、商品化を前提として造成すること。
- ④ ③において造成した旅行商品は、（３）①のウェブサイト（HP）に掲載すること。
- ⑤ ③において造成した旅行商品について、資格・登録内容により販売が認められない場合は、法令に則り販売可能な旅行事業者等と連携した上での販売の実施を想定すること。

（５）その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

6. 実績報告

受託者は、業務実施に係る実績を報告書として作成し、提出すること。

事業実績報告書には次の項目を含むこと。

- ・ 委託業務の実施内容
- ・ 委託業務の成果
- ・ 広報PR成果品（すべての広報PRに関する成果をPDF等データで提出）
- ・ 委託業務の実施により得られた成果物
- ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

※報告書は印刷物と併せて、電子媒体でも提出すること。

7. 業務の実施場所

県が指定する場所

8. 著作権

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

なお、疑義が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

- （１）受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。
- （２）県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- （３）受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

9. 許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影や掲載許可、会場使用、食品衛生法に基づく申請などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うもの

とする。なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

10. その他

(1)再委託について

受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等というものとする。

また、受託者は、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。

(2)仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(3)実施体制について

当該業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。

(4)公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(5)その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。